

忌引きによる授業欠席等の取扱いについて

早稲田大学 学生諸君

早稲田大学

家族等の忌引きにより、授業に出席できない、レポートを提出できないあるいは試験を受験できない場合は、その間の取扱いについて、会葬礼状を持参し、所属学部、研究科事務所で手続きを行うことで、特別に配慮いたします。

忌引きによる学生の授業欠席の取扱いについて

対象：

本学学生全員

取扱い：

忌引きによる「授業欠席（オンデマンド授業における未受講を含む）」、「レポート未提出」、「試験未受験」について、成績評価において不利にならないよう「忌引きによる授業欠席等に関する取扱いのお願い」を所属学部、研究科事務所で発行してもらい、科目担当の先生にお願いできます。

ただし、欠席の取扱いの最終的な判断は、科目担当の先生にお任せします。

忌引きの対象および日数

対象：1 親等（親、子）、2 親等（兄弟姉妹、祖父母、孫）および配偶者

日数：授業実施日連続7日まで

※ただし、対象者が海外在住者の場合は、その日数については柔軟に対応します。

手続方法

- ① 欠席期間終了後10日以内に、所属箇所（学部・研究科等）事務所に申し出て、「忌引きによる欠席届」を受け取ります。
- ② 「忌引きによる欠席届」（記入済）および会葬礼状等を、すみやかに所属箇所事務所に提出します。
※保証人が死去した場合は、保証人変更の手続きを行い、新しい保証人が署名・捺印をした上で提出します。
- ③ 事務所にて「忌引きによる授業欠席等に関する取扱いのお願い」を発行してもらいます。
- ④ 「忌引きによる授業欠席等に関する取扱いのお願い」を持参し、科目担当の先生に欠席等に関する取扱いを申し出ます。
なおオンデマンド授業の場合は、科目設置箇所に申し出てください。

以 上